明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九八）　二
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一九九）　三
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二〇〇）　三
○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇一）　六
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇二）　七
○港則法施行令の一部を改正する政令（二〇三）　八

〔告　示〕

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**三六五）　八
○社会保障融資拠出金（ＣＯＦＩＮＳ）等の免除に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四一三）　八
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四一四）　九
○商標法条約へのニカラグア共和国の加入に関する件（**同**四一五）　九
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二二八）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一四七～一四九）　一〇
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一一一、一一二）　一〇
○道路に関する件（**中部地方整備局**一一〇、一一一）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇二、一〇三）　一〇
○道路に関する件（**北海道開発局**九一、九二）　一〇

〔人事異動〕

内閣　行政改革推進本部事務局　国家公務員制度改革推進本部事務局　内閣府　消防庁　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について（内閣府）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、公示送達関係　二六
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二六
会社その他　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九八号）（国土交通省）

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第三八号）の施行期日は平成二一年八月一九日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二二年五月一九日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二一年一月一九日とすることとした。

◇高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一九九号）（国土交通省）

1　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三条の二第二項第二号ニに規定する政令で定める事業は、以下のとおりとすることとした。

㈠　老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業

㈡　介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業

㈢　健康保険法に規定する訪問看護事業

㈣　医療法に規定する病院又は診療所において医療を提供する事業

㈤　㈠から㈣に掲げる事業に準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（第一条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二一年八月一九日）から施行することとした。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（農林水産省）

1　養殖共済の共済目的となる養殖水産動植物の追加

養殖共済の共済目的となる養殖水産動植物として、はまふえふき、いしがきだい、にじます、さくらます、まはた、やいとはた、すぎ、まさば、くろまぐろ、めばる、くろそい及びかわはぎを追加するとともに、まはた、やいとはた、すぎ、まさば、めばる、くろそい及びかわはぎについては、疾病による死亡を共済事故としないこととした。（第一三条及び第一四条関係）